

厚生労働行政推進調査事業費補助金（肝炎等克服政策研究事業）
分担研究報告書

職域での肝炎対策に関する検討

研究分担者 立石清一郎 産業医科大学 保健センター 副センター長

研究要旨

【背景】

職域における肝炎対策は、受検・受診・受療のタイミングでそれぞれ実施できることがあるが、どの項目が産業保健スタッフにとって重要な項目かについて量的分析がなされたことはない。本研究においては、先行研究において良好事例としてとらえられたものについて重みづけを行うために質問紙方式で検討を行った。

【方法】

受検・受診・受療のタイミングで実施できる産業保健スタッフの対応について、産業保健専門職に0～9点で採点を求めた。

【結果】

受検に関してはあまり高得点になったものが存在しなかった。受診については、肝炎ウイルスの要精密検査者に対する確実な受診勧奨は全員が9点の満点をつけて高得点であった。受療については就業上の配慮について8.9点であり最重要という回答であった。

【考察】

受検について、受診・受療と比較した場合、点数が高くつかない傾向にあった理由は、個人情報保護法が改訂されたことにより、肝炎などの健康診断外の項目が要配慮個人情報となり、職域の立場で収集するには以前にも増してさらに収集しがたい状況となっていることが考えられる。また、すでに確定した情報を産業保健スタッフが持った場合には、確実な受診勧奨や就業上の配慮の検討などには積極的であった。一方で、肝炎は以前と比較して治療が可能な病気になったことから、職域においては、産業保健スタッフが個人情報に配慮しながら情報収集するために、事業場の方針をもとに肝炎対策が行われることが期待される。

研究協力者

榎田奈保子	産業医科大学	保健センター	保健師
工藤智美	産業医科大学	保健センター	保健師
高松あずみ	産業医科大学	保健センター	保健師

A. 研究目的

肝疾患に罹患した労働者に対する予防医学的方策には、1次予防としての受検、2次予防としての受診、3次予防としての受療が存在する。それらの具体的方策については、フォーカスグループインタビューで表1のように整理された。整理された内容は、情報提供や事業者側による配慮に大半は整理された。これらの内容は、「実践できる」を前提として聴取しているため、よい取り組みではあるが、産業保健スタッフとして「必ず実践しなければならないもの」と、「事業場の状況に応じて実践すること」のふたつのパターンがあると考えられる。職域での肝炎対策は、大企業の産業保健スタッフであれば、すべての配慮を実践することも可能であるが、90%以上を占める中小企業で産業保健スタッフが脆弱な状況でしか存在しないことを踏まえて、優先順位をつけることが重要であると考えられる。意識調査によりこれらの重みづけを行うとともに、2018年に改正された法的要求事項である個人情報保護法と、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」に関する考察を加えて検討をする。

B. 研究方法

職場内における肝炎ウイルス対策において優先度が高いと考えられる事柄を抽出するために、受検・受診、受療それぞれについて情報提供と職域の配慮について含まれる3~4問の質問項目を作成し、各項目について0点（状況によって実施してもよい）～9点（どのような職場においても確実に実施すべき）で点数化し、平均点が

高い項目を抽出した。質問については、B型肝炎とC型肝炎に分けて意見収集を行った。

質問項目は以下のとおりである。

【受検】

- ・B型肝炎ウイルスに関する知識教育を行う
- ・職場でB型肝炎ウイルス検査を「全員に」実施する
- ・職場でB型肝炎ウイルス検査を「希望者に」実施する
- ・職場外でB型肝炎ウイルス検査を受検できる外部医療機関を周知する
- ・C型肝炎ウイルスに関する知識教育を行う
- ・職場でC型肝炎ウイルス検査を「全員に」実施する
- ・職場でC型肝炎ウイルス検査を「希望者に」実施する
- ・職場外でC型肝炎ウイルス検査を受検できる外部医療機関を周知する

【受診】

- ・B型肝炎ウイルス検査の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う
- ・肝酵素の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う
- ・B型肝炎治療の最新知識を伝える
- ・C型肝炎ウイルス検査の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う
- ・肝酵素の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う
- ・C型肝炎治療の最新知識を伝える

【受療】

- ・B型肝炎ウイルス保持者の定期的な受診行動を確認する
- ・治療内容について確認を行う
- ・就業に影響が出ている労働者に対して就業上の配慮を検討する
- ・C型肝炎ウイルス保持者の定期的な受診行動を確認する

・治療内容について確認を行う
・就業に影響が出ている労働者に対して就業上の配慮を検討する
対象；機縁法で参加を募った産業保健師 7 名に対しアンケートを実施した。判定について；平均値が 7.5 点以上のものについて、すべての事業場において必須であるとし、それ未満のものについては事業場の状況に応じて実施すべき項目とした。

C. 研究結果

集計結果を表 2. に示す。聴取した項目の中で、平均点が 7.5 点を越えた項目は以下の通りであった。

【受検】

該当なし

【受診】

- B 型肝炎ウイルス検査の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う (9.0 点)
- C 型肝炎ウイルス検査の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う (9.0 点)
- 肝酵素の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う (7.9 点)

【受療】

- B 型肝炎ウイルス保持者の定期的な受診行動を確認する (7.6 点)
- C 型肝炎ウイルス保持者の定期的な受診行動を確認する (7.6 点)
- 就業に影響が出ている労働者に対して就業上の配慮を検討する (8.9 点)

D. 考察

産業保健スタッフにとって必須の業務とされたものは受診・受療に該当するものであり、受検に該当するものは存在しなかった。

産業保健の基本的な職域での立場は、職務適性上の判断をすることであり、労働者と事業者に対して独立的に判断することが要求されている。また、個人情報保護法が改訂され、事業者が労働者個人の健康情報を収集することは個別同意が必要となったため、健康診断を利用した一律の情報収集が難しくなったため受検については、産業保健職にとって必須の行為とならず、事業場の状況が許せば対応すべき項目となったことが考えられる。

ここで 2018 年に改正された個人情報保護法と労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき指針について考察を行う。この法令が定まる前は、健康診断時にオプション検査として肝炎検査を実施することは、必ずしも法令違反ではなくいわゆるグレーゾーンとされており、事実いくらかの事業者が実施していた。しかしながら、本改正により、機微な個人情報は健康情報と定義され、利用目的と周知の範囲を提示したうえで本人同意を取得し、健康情報を週収集することが事業者に義務付けられた。

ここで、一般的な健康診断の流れを確認する。労働者は年に 1 回、労働安全衛生法の定期健康診断を受診する。定期健康診断の検査項目は労総安全衛生規則により以下の項目が定められている。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀（かく）痰（たん）検査

- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

これらの項目について、異常所見のあるものについて、事業者は就業条件を医師に確認する（医師の意見、労働安全衛生法第66条の4）ことが法令義務とされ、保健指導（労働安全衛生法第66条の7）が努力義務化されている。「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（改正平成29年4月14日健康診断結果措置指針公示第9号）では脳・心臓疾患をターゲット疾患としており、作業関連疾患について、上記の医師の意見や保健指導を要求していることとなる。したがって、B型肝炎やC型肝炎は一般的に業務起因性や業務遂行性がなく、私傷病であるため、むしろ健康診断という枠組みよりも、両立支援の枠組みの方が合致しているといえる。事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（平成31年3月改正）では、私傷病を持つ労働者の両立支援は「本人の申し出からスタートする」とされている。したがって、現行法制度上、事業者が肝炎ウイルス検査を率先して行うモチベーションが存在しないだけでなく、事業者の側からしてみると情報収集することによる不利益取扱いと指摘される社会的リスクの方が高くなっており、たとえ従業員のために検査をしたいと思っても健康診断での肝炎ウイルスチェックの困難につながっている。産業保健職が事業場内でスクリーニング検

査を行う際には、事業の一環として実施される。したがって、労働者側からの積極的な事業者に対する依頼がなければ、肝炎ウイルスチェックを行うことが容易ではない。

一方で、福利厚生の一環として肝炎ウイルス検査を実施することは可能である。その際には、個人情報保護法の情報収集に関する基本的なルールである①目的の明示、②周知の範囲、③本人の同意、について明確に示されたうえで、産業保健スタッフに限定して肝炎ウイルス検査結果を収集することは可能であろう。しかしながら、肝炎ウイルス検査の結果を収集したとしても、産業保健スタッフのみが収集している情報であり、かつ、業務との関連性がない健康情報であるため精密検査受診をさせるだけの強制性が発生しない。労働者がそこで精密検査を拒否した場合において、産業保健スタッフは対応に困る情報のみがそこに残存することとなる。万が一、受診せずに肝硬変や肝がんになった場合には責任を問われることもあり、収集の前に個別同意をとることの難しさと相まってなかなか実施しがたいのではないかと考えられる。事業場で肝炎検査を実施するには今なお大きな障壁が存在しており、社会的なコンセンサスが得られるような枠組みの提示が必要と考えられる。

一方で、すでに肝炎であることが情報提供された場合においては、むしろ、産業保健スタッフは確実に受診するよう勧めたり、就業配慮の要否について検討したりすることは一致した意見があると考えられる。このように、肝炎ウイルスによる肝障害を私傷病としてとらえ確実に就業継続が可能

となる取り組みがあることから、両立支援的な枠組みで整理し、労働者のリテラシーを高めて、肝酵素の上昇がなくても、生涯1度の肝炎ウイルスチェックをするように、「大人の肝炎教育」を実践するような枠組みを期待するほうが、より現実的であると考えられる。本研究班において、一般対象者向けの平易な肝炎に関する読本が作成された。このような取り組みが、結果として肝炎撲滅の方向に進んでいくものと考えられる。

E. 結論

産業保健スタッフは、受診・受療に関しては積極的にかかわることがどのような事業者においても必須であると考えられるが、受検に関しては障壁が大きく対応可能な事業者で積極的に展開させることが期待される。肝炎教育等を通じて労働者の肝炎に対するリテラシーを高め少しでも多くの労働者が肝炎ウイルス検査を受けたいと思うことを期待したい。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

	受 検	受 診	受 療
	表1. 産業保健スタッフによる支援		
	<ul style="list-style-type: none"> •肝炎の罹患者が300万人と説明する。 •事業場内で検査を受けるよう呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> •治癒する病気を説明する。 •治療しないと不可逆的なことになると知らせる。(肝硬変等) 	<ul style="list-style-type: none"> •肝炎を放置することのデメリットを説明する機会を設ける。 •病院を紹介する。受療しやすいように工夫する。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> •肝炎の病気の知識を提供する。(健康教育や保健指導等) •受検できる医療機関等を案内する。 •検査方法を紹介する(ポスターやパンフレット等) •本人へ受診状況を確認する。 •受検後、すぐに本人へ結果を伝え受診勧奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> •肝炎を放置することのデメリットを説明する。 •病院を紹介する。 •治療内容の紹介(費用、期間、投薬等) •本人へ受診状況を確認する。 •受検後、すぐに本人へ結果を伝え受診勧奨する。 •受検できるように時間を確保する。 •受診日に有休を取りやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> •治療内容を紹介する。(費用、期間、投薬等) •サブドックメント使用者に対して、科学的データを伝達する。
事業者配慮の	<ul style="list-style-type: none"> •受検できるように時間を確保する。 •一般健診と同時に受検できるようにする。 •事業場内で検査を実施する。 •検査費用を補助する。 	<ul style="list-style-type: none"> •肝炎が陽性であること周囲に知られないように配慮する。 •産保スタッフが定期的にフォローする。(受診状況の確認、未受診の場合は受診勧奨) •治療状況報告書等を発行し、主治医と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> •産保スタッフが定期的に治療状況を確認する。 •主治医と産保スタッフが連携する。 •精密検査の依頼用紙の発行と回収を徹底する。 •一般健診の際に、受療状況を本人に確認する。 •治療を受けやすいシフトを組む。 •副作用出現時に病院と連携をとる。
社会的整備	<ul style="list-style-type: none"> •小学校の入学前に肝炎検査を義務化する。 •地域と連携する。 •検査を無料にする。 •一般健診の項目に肝炎検査を入れる(法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> •公費負担の手続きの簡略化する。 •紹介状なしでも指定病院を受診できるシステムをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> •治療費等における生活保護者との矛盾を解消する。 •治療費を無料にする。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> •受検者の年齢や性別に応じたアプレゼントを準備する。 		<ul style="list-style-type: none"> •治療を継続している方へ選べる家電をアプレゼントする。

表1. 職域で実践可能な配慮の方策

<受 検>		平均点
B型肝炎	・B型肝炎ウイルスに関する知識教育を行う	6.9
	・職場でB型肝炎ウイルス検査を「全員に」実施する	4.4
	・職場でB型肝炎ウイルス検査を「希望者に」実施する	3.4
	・職場外でB型肝炎ウイルス検査を受検できる外部医療機関を周知する	6.1
C型肝炎	・C型肝炎ウイルスに関する知識教育を行う	6.7
	・職場でC型肝炎ウイルス検査を「全員に」実施する	3.9
	・職場でC型肝炎ウイルス検査を「希望者に」実施する	3.1
	・職場外でC型肝炎ウイルス検査を受検できる外部医療機関を周知する	6.1
<受 診>		
B型肝炎	・B型肝炎ウイルス検査の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う	9.0
	・肝酵素の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う	7.9
	・B型肝炎治療の最新知識を伝える	5.6
C型肝炎	・C型肝炎ウイルス検査の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う	9.0
	・肝酵素の要精密検査者に確実な受診勧奨を行う	7.9
	・C型肝炎治療の最新知識を伝える	6.0
<受 療>		
B型肝炎	・B型肝炎ウイルス保持者の定期的な受診行動を確認する	7.6
	・治療内容について確認を行う	6.3
	・就業に影響が出ている労働者に対して就業上の配慮を検討する	8.9
C型肝炎	・C型肝炎ウイルス保持者の定期的な受診行動を確認する	7.6
	・治療内容について確認を行う	6.3
	・就業に影響が出ている労働者に対して就業上の配慮を検討する	8.9

表 2. 集計結果